

## 広島県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年十月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町油木字竹川内甲五八五八の一〇、甲五九二七の一、甲五九二八の一、甲五九二八の二、甲五九二九の一、甲五九三二、甲五九三三、甲五九三五、甲五九三六、甲五九三九の一から甲五九三九の八まで、甲五九四〇

### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 三 変更後の指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)